

唐津市沖洋上風力発電事業を対象とした動画制作業務委託仕様書

1. 委託業務名

唐津市沖洋上風力発電事業を対象とした動画制作業務委託

2. 目的

佐賀県（以下、「県」という。）では、再生可能エネルギー中心の社会を構築し、県内産業等の振興を図るため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律（平成30年法律第89号。以下、「再エネ海域利用法」という。）に基づき、唐津市沖への洋上風力発電事業の誘致検討に取り組んでおり、令和3年度、国は、県が候補とする唐津市沖について、「一定の準備段階に進んでいる区域」として整理している。

また、令和6年7月19日には、国に対して、唐津市沖を有望区域の整理について要請したところである。

これまで県では、誘致検討に伴い、関係する地域住民やその他利害関係者に対し、唐津市と連携し説明会や勉強会を開き、洋上風力発電の基礎的な情報を始め、地域に対するメリットやデメリット、事業誘致に係る手順、誘致検討の現状について周知に努めてきた。

今回、洋上風力発電事業への理解が更に進むように、インターネットでの発信や説明会、勉強会等で利用する一般県民向けの動画を制作し、これにより洋上風力発電事業の普及啓発と住民に対する理解促進を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月16日（月）まで

4. 委託内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。

（1）動画制作

ア．内容 下記の①～⑥の項目を入れること。

- ① 洋上風力発電の仕組み等の一般的な説明
- ② 国（経済産業省等）や佐賀県の政策動向
- ③ 関係法令の仕組み・必要な手続について
- ④ 地域に対するメリット・デメリット
- ⑤ 地域振興、産業振興、漁業協調について言及
- ⑥ 国内外の先行事例について言及

イ．対象者 県民・県内企業向け

- ウ．動画時間 3分程度のショート動画及び10分程度の本編動画の2本
エ．使用方法 県のホームページ、Youtube等での発信、説明会や勉強会
その他イベント

(2) 国内取材

- (1) ア⑥の内容を作成するにあたり、国内で必要な関係者、施設等に取材
(3回程度)をすること。なお、本取材に係る一切の費用は委託費に含めるこ
ととする。

※国内取材先

(例：秋田県秋田市・能代市、千葉県銚子市、北海道石狩市など)

※国内の先行地事例を取材する際には、洋上風車の海中基礎における漁礁効果
や地元サプライチェーンの状況等、佐賀県内の漁業者や企業の期待感を醸成
する内容を盛り込むこと。

(3) CG・アニメーションの利用

動画制作にあたっては、CGやアニメーションを必要に応じて利用すること。

(4) その他

本業務の実施にあたり、洋上風力発電事業や関連法令（海洋再生可能エネル
ギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）、海洋再生可能エ
ネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン等について熟知すること。

また、必要に応じて委託者と打合せを行い、動画内容のシナリオ等について
協議を行うものとする。

5. 成果物の納品

(1) 成果物

受託者は次に掲げる成果物を委託期間内に納品すること。

- ① 動画データMP4形式電子媒体（DVD-R）
- ② 動画制作に係る素材電子媒体（DVD-R）
- ③ 実績報告書【紙媒体及び電子媒体】
- ④ 二次利用承諾書（①～③の二次利用を承諾する）【紙媒体及び電子媒体】

(2) 納品部数：紙媒体及び電子媒体（DVD-R）を各1部

※紙媒体は、A4用紙を基本とし、必要に応じてA3用紙を用いることができ
る。

(3) 納品場所：佐賀県 産業労働部 産業グリーン化推進グループ

(〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59)

6. 成果物の権利の帰属

- (1) 本業務により新たに制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28

条に定める権利を含む。)は、当該著作物の引渡し時に佐賀県に無償で譲渡するものとし、佐賀県は無償で受託者に許可なく自由に二次利用できるものとする。

- (2) 業務の遂行に当たり、第三者(佐賀県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 受託者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)は、当該著作物の引渡し時に佐賀県に無償で譲渡するものとする。
- (4) 成果物に第三者が著作権を持つ素材等を利用する場合には、受託者が予め著作権者の承諾を得て利用を行うこと。
- (5) 受託者は佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

7. 成果物の補足・修正

本業務完了後、佐賀県が成果物に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は、佐賀県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施しなければならない。

8. 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また受託者は、本業務を履行する上で取得又は保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、受託業務に適用される佐賀県情報セキュリティ基本方針及びその他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守しなければならない。

9. 再委託の禁止

- (1) 受託者は、受託業務の全部を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部について、委託を行う場合、書面により佐賀県の承諾を得るものとする。
- (2) 佐賀県の承諾を得て受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合でも、受託者は、契約上の最終的な責任を負うものとする。

10. その他

- (1) 受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、佐賀県による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、佐賀県と受託者双方

による協議の上で定めるものとする。

- (4) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受注者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。